

個室の使用料金の改正について

北播磨総合医療センター

平成 25 年の開院以来、個室の使用料金については消費税の改定を除いて見直しを行なっていなかったことや昨今の人件費の上昇及び物価高騰に伴う病室の維持管理に要する経費が増加していることを踏まえ、他病院等との均衡、受益者負担の適正化を図るため、このたび、10月1日より個室料の使用料金を下記のとおり改正しますのでご理解いただきますようお願いいたします。

病室の使用料

区 分	三木市又は小野市に住所を有する者が使用する場合	三木市又は小野市以外に住所を有する者が使用する場合
1 一般病棟特別個室	13,200円→14,300円	16,500円→17,930円
2 一般病棟普通個室	7,700円→9,350円	9,625円→11,770円
3 緩和ケア病棟特別個室	7,700円→9,350円	